

議案第4号

里庄町未来を拓くふるさとまちづくり基金条例の制定について

里庄町未来を拓くふるさとまちづくり基金条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月1日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

将来のまちづくりにおいて重要な拠点となる公共施設等の建設又は改修事業など、町の未来の創造に資する事業の経費に充てる資金を積み立てて活用するための基金を設置する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町未来を拓くふるさとまちづくり基金条例

(設置及び目的)

第1条 里庄町の将来のまちづくりにおいて重要な拠点となる公共施設等の建設又は改修事業など、町の未来の創造に資する事業の実施に要する経費に充てるため、里庄町未来を拓くふるさとまちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の原資及び積立て)

第2条 基金の原資は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）における毎会計年度の決算剰余金の2分の1未満の範囲内において町長が必要と認めた額
- (2) ふるさと納税制度（地方税法の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）により設けられた個人の道府県民税及び市町村民税に関する寄附金に係る控除の特例をいう。）により寄附を受けた寄附金
- (3) 企業版ふるさと納税制度（地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2に規定する寄附をいう。）により寄附を受けた寄附金

2 基金として積み立てる金額は、予算で定める額とする。

3 第1項第2号及び第3号の寄附金を積み立てるときは、ふるさと納税の推進に要する経費に充てた額を除いた額の範囲内で基金に積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、銀行その他金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上し、必要な事業の実施に要する経費の財源に充て、又は、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。